

無料

税理士による 確定申告相談会

～申告書の提出ができます～

今年も社会貢献活動として、下記の通り開催いたします。
税理士が対応いたしますので、ぜひこの機会をご利用ください。

記

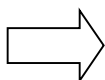
- ◆日時 令和 3年 2月 5日(金)
6日(土)
- ◆時間 10:00～16:00
- ◆会場 エディオンアルパーク南店駐車場1F
ふれあい広場アジトA・G・T
広島市西区商工センター2丁目5-1



【対象となる方】

年金を受給されている方あるいはサラリーマンの方など申告書を提出される方
相談のみの方は、受付をしております。ご了承ください。

※ これらの収入及び控除のある方の
申告・相談は
受け付けておりません。
ご了承ください。



株式の特定口座
株式・不動産の譲渡
不動産収入・事業収入
住宅借入金等特別控除



新型コロナウイルス感染症拡大防止策を実施しています。
体調不良の方の来場はご遠慮ください。
来場される方は、必ずマスクの着用をお願いします。検温等にご協力ください。
換気を実施するため防寒対策もお願いします。
会場への入場制限を行います。受付終了後指定の時間に再来場をお願いします。
予定人員に達した場合は、受付を終了させていただきます。

主催 中国税理士会 広島西支部

☎082(247)7439

ご来場される前の準備確認シート

資料があるかどうか、右のチェック欄で確認しましょう！

【申告に必要な書類】

チェック欄

・令和元年分申告書控え（前年に申告をされている方）	
・公的年金等の源泉徴収票	
・給与所得の源泉徴収票	
・令和2年中に支払った社会保険料（国民健康保険・介護保険・国民年金）	
・生命保険料、地震保険料控除証明書	
・申告人名義の通帳（あるいは口座番号がわかるもの）	
・認印	
・マイナンバー（個人番号）のわかる書類（本人のマイナンバー及び配偶者控除、扶養控除を適用される方のマイナンバーもご持参ください。）	

●医療費控除を受ける方は以下の資料も必要となります。

・医療費の領収書（令和2年中に支払った領収印があるもの） ※事前に集計をしたうえでご来場ください※ 医療保険者等の医療費通知書	
・通院のために公共交通機関を利用した場合の金額等を記載したメモ等	
・入院又は医療保険金を受け取った場合、その保険金額のわかるもの	
・高額療養費の還付を受けた場合、その還付金額のわかるもの	
・セルフメディケーション税制を利用される方（「一定の取組み」を行った方で、「セルフメディケーション税制対象商品」であることを表示した領収書 等）	

●災害を受けられた方（雑損控除等の申告）は以下の資料も必要となります。

・り災証明書（コピー可）	
・災害による受取保険金のわかるもの	
・災害復旧のための修繕費用、除却費用の領収書	

【その他下記に該当する方】

・義援金、寄附金の領収書、証明書又は振込受取書	
・障害者手帳などお持ちの方は手帳	
・満期保険金のある方は保険会社発行の明細書 （受け取った保険金額と支払った保険料総額の記載があるもの）	

※その他、必要かどうかわからない資料は、念のためご持参ください。

印刷してご利用ください。